

# 岐阜県公報

## 目次

### 監査委員告示

財政的援助団体等監査の結果に基づいて講じた措置  
包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所  
等

( 監 査 委 員 )

一

( 同 ) 九

号外 (一) 平成二十年 四月二十五日

## 監査委員告示

### 岐阜県監査委員告示第十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項の規定により、岐阜県知事等関係機関から平成十九年度財政的援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十年四月二十五日

岐阜県監査委員	駒 田 誠
岐阜県監査委員	渡 辺 猛
岐阜県監査委員	帆 刈 信 一
岐阜県監査委員	河 合 冽
岐阜県監査委員	水 谷 雄 二
岐阜県監査委員	神 戸 正 雄

### 監査の結果に基づいて講じた措置

- 1 出資・出捐団体  
総合企画部

所管課	所管する団体名	区分	指摘事項等	講じた措置
研究開発課	財団法人 岐阜県研究開発財団	指摘	先端科学技術体験センターにおいて実費材料代の現金収入を伴うワークショップ体験を年間53回実施していたが、	今後は、速やかに事務処理を行うよう財団に指導するとともに、公益法人検査で会計書類の適正化を図り、監督の強化を行います。

				<p>した現金の金融機関への払い込みが2件23,700円遅延していたので、今後は適正に処理されたい。</p>				
<p>環境生活部</p>								
所管課	所管する団体名	区分	監査結果による指摘事項等	議じた措置	政策課			
廃棄物対策課	財団法人岐阜県環境管理技術センター	指導	<p>備品購入に係る支出事務において、支払済みの請求書に支払済印が押印されていないので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>固定資産の処分事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 買受人がいらない又は売却価額が売却に要する費用の額に達していないことを証する資料が徴取されいなかった。</li> <li>2 撤去又は廃棄に関する報告書が作成されていなかった。</li> </ol>	<p>平成20年3月19日に財団法人岐阜県環境管理技術センターへ立入検査を実施し、以下のとおり改善を確認しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指摘を受け、平成19年12月18日から振込依頼書をもとに押印を実施している。</li> <li>・ 処分事務に対応もれがないよう、リーダー会議において周知を図っている。</li> </ul> <p>指摘後の固定資産（パブリック）処分では、見積書を徴取して買受人がいらない等の確認を行っている。廃棄は行われていないが、資源有効利用促進法に基づくPCRサイクリクルートの利用を予定しており、リサイクル報告書等を添付のうえ、報告を行う予定である。</p>	岐阜県公衆衛生検査センター	指導	<p>領収書用紙の管理において、管理簿による使用状況の把握及び連番による管理が行われていなかったため、今後は適正な管理に努められたい。</p>	<p>対し、公文書にて監査委員事務局監査指導事項の処理でん末の提出を依頼しました。</p> <p>平成20年3月11日、財団より処理でん末について公文書で、以下のとおり報告を受けました。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 検査調書を作成しました。今後は、適正に処理します。</li> <li>2 管理簿を作成し、連番を付しました。今後は、適正な管理に努めます。</li> <li>3 切手及び収入印紙について現物と管理簿の残高を精査し修正しました。現在は受け払いの都度、日ごとに記入し、月末には現物と管理簿の残高確認をしています。</li> </ol>
健康福祉部	財団法人	指導	<p>退職給与引当金について、勤続年数の計算誤りにより117,656円が過大計上となっていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>平成20年3月7日、財団に対し、公文書にて監査委員事務局監査指導事項の処理でん末の提出を依頼しました。</p> <p>平成20年3月11日、財団より処理でん末について公文書で以下のとおり報告を受けました。</p> <p>退職給与引当金については、平成19年度末に適正に計上します。今後は適正に処理します。</p>	社会福祉法人岐阜県福祉事業団	指導	<p>平成20年3月12日付け健康第1102号にて、社会福祉法人岐阜県福祉事業団に対し、文書指導を行った結果、同年同月24日付け福事第12号の2に</p>	

	<p>て、以下のとおり対応状況の報告を得ました。</p>			
<p><b>指摘</b></p> <p>【本部】 パソコン等の購入契約425,250円について、請書の提出を受けていなかったの で、今後は適正に処理されたい。</p>		<p>今後は、経理規程の定めにより適正な会計事務を行うよう徹底します。 なお、指摘のあった請書については業者に事情を説明した上で整備しました。</p>		
<p><b>指摘</b></p> <p>【寿楽苑】 旅費及び費用弁償の支出事務において、計算誤りによる9件992円の過払いが生じていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>		<p>平成18年度すべての旅費について見直した結果、当該年度の過払いは14件あり過払い金額は合計で1,362円でした。この過払い分は平成19年12月19日に精算（戻入）しました。今後は、当事業団職員旅費支給規程に基づき適正な旅費計算事務を行います。</p>		
<p><b>指導</b></p> <p>【寿楽苑】 指定管理者として老人デイサービス事業を実施しているが、条例に規定された休業日（12月29日から1月3日）にあらかじめ知事の承認を得ないで業務を行っていたので、今後は適正に処理されたい。</p>		<p>今後は、条例に規定された休業日に業務を行う場合は、事前に知事の承認を得て業務を行います。 なお、平成19年度の休業日については、平成19年12月27日に知事の承認を得て業務を行いました。</p>		
<p><b>指摘</b></p> <p>【はなの木苑】 グループホームA業務委託(2,520,000円)の契約事務において、契約審査会に諮るべき案件にもかかわらず、審査会が開催されていなかったの で、</p>		<p>今後は、経理規程の定めにより適正な会計事務を行うよう徹底します。 なお、平成20年度のグループホームA業務委託契約についての契約審査会は、平成20年2月27日に実施しました。</p>		
<p><b>指導</b></p> <p>【はなの木苑】 生産品の売払い事務において、苑長の決裁を受けた販売価格より安価な価格で販売されている花の苗があったので、今後は適正に処理されたい。</p>				<p>今後は、経理規程の定めにより適正に処理します。</p>
<p><b>指導</b></p> <p>【清流園】 授産製品の販売売上による現金の受領が発生しているが、平成19年11月1日以降現金出納帳が記帳されていなかったの で、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>				<p>平成19年11月1日以降の現金出納帳は速やかに記帳しました。今後は、適正に出納帳の記載を行います。</p>
<p><b>指導</b></p> <p>【清流園】 貸借対照表の棚卸資産に、洗剤等の製品及び製糖用の原材料が計上されていたので、今後は適正に処理されたい。</p>				<p>平成19年度の棚卸資産には、洗剤等の製品及び製糖用の原材料も計上します。</p>
<p><b>指摘</b></p> <p>【幸報苑】 給食費の支出事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 給食材料の単価 契約締結に当たり、出納員への事前合</p>				<p>1 今後は、再発防止のため、食材単価契約事務について当事業団の事務局実施内部 監査及びグループ内監査により、適正に契約事務が行われているかをチェックします。また、当該指摘事項を監査の重点項目とし監査を行うことで、適切な事務</p>

		<p>本課 指導</p>	<p>社会福祉法人岐阜県福祉事業団が指定管理者となっている県立寿楽苑について、指定管理業務に関する協定では各業務の実施状況の報告を求めているが、事業報告書に老人デイサービス事業の実施状況の記載がなかったため、今後は記載を確認するなど適正に処理されたい。</p>	<p>高齢福祉課長、障害福祉課長及び子ども家庭課長に対し、平成20年3月12日付け健政第1102号の2にて、今後、各課所管の施設における類似の取扱いに遺漏のないよう依頼しました。</p> <p>また、社会福祉法人岐阜県福祉事業団に対し、同日付け健政第1102号において、適正な取扱いを依頼しました。</p>		<p>財団法人 岐阜産業 会館</p>	<p>指導</p>	<p>退職給与引当金について、平成17年以前の旧規程に基づき支給割合で計算し、4,397,809円が過小計上となっていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>次管理として、過誤を防止します。</p> <p>財団に対し、今後適正な管理を行うよう指導します。</p> <p>財団においては、指導を受けて、平成19年度の引当金から現行規程の支給割合で計算し、適正に処理します。</p> <p>財団に対し、今後適正な管理を行うよう指導します。</p> <p>&lt;再発防止策の確実な実施&gt; 今回の事態を踏まえて策定した再発防止策について、県及び岐阜市（岐阜産業会館の共有者）の指導・監督のもと以下のとおり実施しています。</p> <p>1 徹底した情報公開 インターネットによる財務諸表の公開（平成19年7月から実施） 会計書類の保存期間の延長（平成19年5月末から実施） 入札執行結果の公開（事務局に備付け、閲覧可能とする）（平成19年4月から実施） 監査の強化充実（監事のうち1名は税理士を選任）（平成19年4月から実施済み） 2 「県民目線」を自らのものとするための意識改革 徹底した経費の節減（過去から取り組んでいるがより一層推進している）</p>
産業労働観光部									
<p>所管課 産業政策課</p>	<p>所管する 団体名 財団法人 岐阜県産 業経済振 興センタ ー</p>	<p>区分 指導</p>	<p>監査結果による 指摘事項等 仮私金の管理事務において、帳簿残高が20,000円過大計上されていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>講じた措置 財団においては、指導を受けて、平成19年度の決算で雑損失科目の過年度決算修正損20,000円を計上して修正します。</p> <p>今後は、債権管理勘定科目としての取扱いを徹底し、月</p>					

		<p>本課 指導</p> <p>所管する団体が、過去に不正資金を捻出、費消していたので、今後は当該団体に対する指導・監督の適正化に努められたい。</p>	
		<p>職員意識改革（平成19年7月から実施） 「財団の内なる総点検」3の実施（平成19年7月から着手、平成20年度中に最終報告） 駐車場管理規程等の整備（不正資金の温床となつた駐車場管理について規程を整備）（平成19年4月から実施） 会計事務のチェック機能の総点検 会館運営の評価に関する総点検 組織の課題に対する自己点検 ＜その他＞ 再発防止策の「職員の意識改革」にも係る事項であるが、財団（岐阜産業会館）の信頼を回復するため、委託業者も含め、利用者への接遇の徹底や、親切で分かり易い施設利用や会館説明などの接遇の向上、施設環境の美化などの取り組みを行っています。</p>	
	<p>モノづくり振興課</p>	<p>財団法人 飛騨地域 振興セン ター</p>	<p>指導</p> <p>財産管理事務において、以下の事項について不備があつたので、今後は適正な会計処理に努められたい。</p> <p>1 平成16年度に駐車場の精算機を撤去したにも関わらず、固定資産から除却処理が行われていなかった。</p> <p>2 駐車場のルーングコイルの減価償却が行われていなかった。</p>
<p>情報産業課</p>	<p>財団法人 ソフトビ ジネス</p>	<p>指導</p> <p>情報セキュリティ人材育成研修実施業務委託契約について、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 講師料金の予定価格を算定するに</p>	<p>＜検査を3年に1度から毎年実施するとともに、「岐阜産業会館管理運営基本協定書」第34条（業務実施状況の確認）に基づき立入検査を四半期毎に行い、運営管理状況の把握に努め、指導・監督の強化を図っています。＞ その他、財団（岐阜産業会館）の信頼を回復するため、より一層会館利用者への接遇の向上を図るよう財団職員等の指導も行いました。</p> <p>指摘事項については、平成19年度決算の財務諸表作成時に適正に処理を行うよう指導しました。</p> <p>情報セキュリティ人材育成研修実施業務委託契約について、以下のとおり指導を行いました。</p> <p>1 講師料金の予定価格の単価表等、客観的な資料に基づいて積算を行うよう指導しました。</p>

		あたり、明確な根拠に基づいていないかった。 2 「次期研修に向けたクラウド作業」について、履行確認がなされていないかった。	2 「次期研修に向けたクラウド作業」の履行確認に当たっては、作業記録等により確実に履行されていることを確認するよう指導しました。
--	--	--	--

農政部

農政課	所管する名 団体 法人 岐阜県農畜産公社	区分 指摘	監督結果による 指摘事項等	講じた措置
		指導	東濃牧場の堆肥販売及び東濃まきば館での飲食代の収入事務において、収納した現金の金融機関への払い込みが10日以上遅延しているものが多数あったので、今後は適正に処理されたい。	公社が実施する事業に係る収入金が公金であることの重要性を再認識し、会計処理規程及び関係要領等に従った処理を行うよう、指導を行いました。 公社においては、指導を受けて当該要領に則した形に業務を改善し、現金の取扱いは、5日以内の払込みを行います。
		指導	東濃牧場における堆肥販売の収入事務において、収納の都度行うべき調定が、毎月末にまとめて行われていたので、今後は適正に処理されたい。	会計処理規程及び関係要領等に従った処理を行うよう指導を行いました。 公社においては、指導を受けて収入事務の改善を図り、関係要領に従って収納の都度、調定処理を行う旨に改めました。
		指導	第一種日雇労働者の雇用事務において、通算して2年を超える雇用を行っていた事例が認められ	県の規則を準用した取扱いとするよう指導しました。 その後、類似案件は発生していませんが、今後は、十分気をつける旨の報告を受けて

水産課	財団法人 岐阜県魚苗センター	指導	固定資産である揚水ポンプの廃棄を行っていたが、規則に基づき処分決定が行われていないので、今後は適正に処理されたい。	固定資産の廃棄処分及び現物実査について、県が用いている様式、要領等をもとに事務処理方法について説明を行い、規則を遵守し適正に処理するよう徹底した指導を行いました。 固定資産の廃棄処分については、今後事例が発生した件から処分決定の事務処理を行い、固定資産等の物品については、規則に従い速やかに現物実査を行う旨の回答を得ました。
		指導	固定資産等の物品について、毎年1回の現物実査が行われていないので、今後は適正な管理に努められたい。	

都市建設部

公共交通課	所管する名 団体 長良川鉄道株式会社	区分 指導	監督結果による 指摘事項等	講じた措置
		指導	重軌条（レール）の交換に伴う物品の処分事務において、競争入札とすべきところ、見積合わせによる随意契約が行われていたので、今後は適正に処理されたい。	書類作成の不備などが無いよう当該課から契約規程の遵守を指導し、次の事項を確認しました。 契約規程の内容について社内で見直し（規程改正）が図られるとともに、今後は同規程に従って適正に事務処理を進めるよう社内で周知を図りました。
		指導	まくら木の購入に係る単価契約事務において、競争入札とすべきところ、見積合わせによる随意契約が行われていた。また、その支出にあたり検査調書を作成	

	<p>すべきであるのに作成されていなかった。今後は適正な手続を執らねたい。</p>		
<p>指導</p>	<p>車両の購入事務における選定委員会において、2社から見積書を徴取し、安価な見積書を提出した業者と随意契約により購入することを決定していた。契約規程上、競争入札によるべき案件であったが、すでに保有している車両との関係から、特定の業者から車両を購入すべき理由があるため、その理由をもって随意契約とすべきであった。今後は実態に即した適正な手続を執らねたい。</p>		
<p>指導</p>	<p>工事及び委託事業において、検査調書の作成が必要であるにもかかわらず、検査調書が作成されていない契約が見受けられたので、今後は適正に処理されたい。</p>		
<p>指導</p>	<p>代表者印の管理者及び使用手続が明確ではなかったため、適正に管理されたい。</p>	<p>当課において、代表者印等の管理について社印規程が定められたことを確認しました。</p>	

  

<p>2 補助金等交付団体</p>			
<p>総合企画部</p>			
<p>公共建築 住宅課</p>	<p>岐阜県住宅供給公社</p>	<p>指導</p>	<p>ワークシヨップ<sup>24</sup>の会議室賃料の現金収入事務において、領収書の発行を確認できないものが散見されたので、今後は適正に処理されたい。</p>
<p>所管課 地域振興課</p>	<p>所管する 団体の 心づ くを 守り 育て る飛 越協 議会</p>	<p>区分 指導</p>	<p>監査結果による 指摘事項等</p> <p>平成18年度に当協議会の事務局が富山県から岐阜県へ交代した際、富山県の事務局において確定した平成17年度決算の繰越金は1,947,831円であったが、岐阜県の事務局が平成18年度に計上した前期からの繰越金は1,946,997円であった。この差異は、口座振替手数料840円及び受取利息6円を帳簿に計上しなかったことによるものであるため、今後は適正に処理されたい。</p>
		<p>講じた措置</p>	<p>次のとおり改善指導を行いました。 協議会事務局が交代し、繰越金等の資金を移転する際は、銀行口座解約に伴う利息や振込手数料について、会計年度の区分に従い、適正に会計処理を行う。 なお、適正処理の具体的方法については、富山県との間で次のとおり取り扱うこととしたので、今後はこれに従う。 1 事務局が他県へ交代する場合、協議会の資金残額を他県の口座へ振り込む時期は、従来どおり、決算の確定後とし、その振込手数料や振込日までの受取利息の処理については、新年度会計の中で行う。 2 当該振込金額については、</p>

旧年度決算における繰越額との関係（支払った振込手数料、受け取った利息）を、移転先の県に対し文書で明示する。

健康福祉部

所管課 高齢福祉課	所管する名 法人城山会	区分 本課指導	監査結果による指摘事項等 社会福祉法人城山会にかかる岐阜県軽費老人ホーム事務費補助金について、当該団体が毎年度行う本人徴収額の認定についての特記を交付していたので、適切な措置を講ずるとともに、今後は適正に処理されたい。	講じた措置 当課として、社会福祉法人城山会の過年度分の再認定については、利用者の死亡や転居、年金通知書等の資料の紛失等により困難であると判断しました。今後の対応について同法人から報告を受けるとともに、補助金の目的、認定方法等について指導を徹底しました。 今後は、利用者の徴収額認定を毎年実施するとの対応報告どおり事務手続が確実に実施されるよう、補助金審査時及び各監査において検証し、必要に応じて指導を行います。また、補助金の実績報告に伴う現地検査を実施することとし、補助対象軽費老人ホームに対する指導・監督の強化及び再発防止を徹底していきます。
障害福祉課	社会福祉法人ぶなの木福祉会	指導	社会福祉施設等施設整備費補助金について、作業棟改修事業の変更契約の増額分408,450円を含めた事業費34,092,450円に対して補助金33,	指導を行った結果、以下の回答を得ました。今後も適正な会計事務が行われるよう指導します。 平成19年12月12日業者より変更契約にかかる増額分の請求を受け、平成19年12月17日
3 指定管理者 都市建築部				
所管課	所管する名	区分	監査結果による指摘事項等	講じた措置
高齢福祉課	社会福祉法人城山会	本課指導	社会福祉法人ぶなの木福祉会に対する社会福祉施設等施設整備費補助金について、作業棟改修事業の変更契約の増額分408,450円を含めた事業費34,092,450円に対して、補助金33,408,000円の交付を行っているが、変更契約に係る増額分について、業者への支払が行われていなかった。所管課として補助金の交付後に実施する履行確認検査が十分でなかったと認められるので、このようにならないよう、今後は適正に処理されたい。	今後、補助金に係る履行確認検査を徹底し、適正な補助金交付事務を行うとともに、補助事業者に対し適正な事業執行について指導します。

<p>街路公園課</p>	<p>イビゾン グリーン株 式会社 技研・昭 和・東海 各務原公 園管理業 務特別共 同体 株式会社 オアシス パーク 青協・吉 村・昭和 業務特別 共同企業 体 株式会社 フアーム 財団法人 花の都さ ふ花と緑 の推進セ ンター</p>	<p>本課 指導</p>	<p>指定管理業務に関 する協定において、及 び半年毎の運営収支 報告書を期間終了後 1カ月以内に提出す るが、次の各指定管 理者からの提出が遅 延していたので、今 後は適正に処理する よう指導されると も、必要に応じて 提出期限について検 討されたい。</p> <p>1 養老公園指定管 理者 イビゾングリー ンパーク株式会 社 2 各務原公園指定 管理者 技研・昭和・東 海各務原公園管理 業務特別共同 体 3 世界淡水魚園指 定管理者 株式会社オアシ スパーク 4 岐阜県百年公園 指定管理者 青協・吉村・昭 和業務特別共同 企業 体 5 平成記念公園指 定管理者 株式会社フア ーム ▲ 花フェスタ記念 公園指定管理者</p>	<p>指定管理者に対し、指定管 理業務に関する協定書を遵守 するよう指導するとともに、 協定書において年間の事業報 告書及び半年毎の運営収支報 告書の提出期限を、現在の事 業終了後1月以内から事業終 了後3月以内に變更して平成 20年度から適用し、適正に処 理します。</p>	<p>財団法人花の都 さふ花と緑の推進 センター</p>	<p>教育委員会</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1157 1164 1236 1288">所管課</th> <th data-bbox="1157 1288 1236 1400">所管する 団体名 (施設名)</th> <th data-bbox="1157 1400 1236 1478">区分</th> <th data-bbox="1157 1478 1236 1713">監査結果による 指摘事項等</th> <th data-bbox="1157 1713 1236 2101">講じた措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1077 1164 1149 1288">スポーツ 健康課</td> <td data-bbox="981 1288 1149 1400">各務原市 （岐阜県 グリーン スタジア ム）</td> <td data-bbox="1109 1400 1149 1478">指導</td> <td data-bbox="821 1478 1149 1713">指定管理物品であ るアメリカンフット ボール用備品につい て、県への協議、報 告等を行わずに他団 体へ貸出しを行って いたので、速やかに 措置するとともに今 後は適正に処理され たい。</td> <td data-bbox="646 1713 1149 2101">当該施設の備品に係る館外 貸出について、「岐阜県グリー ンスタジアム備品の館外貸出 に関する要領」を定め、当該 要領に従い、備品を貸し出す よう改善を図りました。</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="614 1288 813 1400">恵那市 （岐阜県 クリスタ ルパルク 恵那スケ ート場）</td> <td data-bbox="742 1400 782 1478">本課 指導</td> <td data-bbox="422 1478 813 1713">岐阜県クリスタル パーク恵那スケート 場の指定管理業務に 関する協定では、毎 月の業務報告書に料 金収入の状況を含め て提出するよう定め ているが、記載のな いまま報告を受けて いた月があったので、 今後は適正に処理す るよう指導されたい。</td> <td data-bbox="646 1713 813 2101">毎月提出される業務報告書 に、報告月の収入金額と累計 収入金額を加えるように指定 管理者（恵那市）に指示し、 改善を図りました。</td> </tr> </tbody> </table> <p>区分中、「本課指導」とは、財政的援助団体等を所管する機関（所管課）に対す る指導である。</p>	所管課	所管する 団体名 (施設名)	区分	監査結果による 指摘事項等	講じた措置	スポーツ 健康課	各務原市 （岐阜県 グリーン スタジア ム）	指導	指定管理物品であ るアメリカンフット ボール用備品につい て、県への協議、報 告等を行わずに他団 体へ貸出しを行って いたので、速やかに 措置するとともに今 後は適正に処理され たい。	当該施設の備品に係る館外 貸出について、「岐阜県グリー ンスタジアム備品の館外貸出 に関する要領」を定め、当該 要領に従い、備品を貸し出す よう改善を図りました。		恵那市 （岐阜県 クリスタ ルパルク 恵那スケ ート場）	本課 指導	岐阜県クリスタル パーク恵那スケート 場の指定管理業務に 関する協定では、毎 月の業務報告書に料 金収入の状況を含め て提出するよう定め ているが、記載のな いまま報告を受けて いた月があったので、 今後は適正に処理す るよう指導されたい。	毎月提出される業務報告書 に、報告月の収入金額と累計 収入金額を加えるように指定 管理者（恵那市）に指示し、 改善を図りました。	<p>岐阜県緑道管理課 岐阜県庁 1401号 岐阜県庁 1401号 岐阜県庁 1401号 岐阜県庁 1401号 岐阜県庁 1401号</p>
所管課	所管する 団体名 (施設名)	区分	監査結果による 指摘事項等	講じた措置																			
スポーツ 健康課	各務原市 （岐阜県 グリーン スタジア ム）	指導	指定管理物品であ るアメリカンフット ボール用備品につい て、県への協議、報 告等を行わずに他団 体へ貸出しを行って いたので、速やかに 措置するとともに今 後は適正に処理され たい。	当該施設の備品に係る館外 貸出について、「岐阜県グリー ンスタジアム備品の館外貸出 に関する要領」を定め、当該 要領に従い、備品を貸し出す よう改善を図りました。																			
	恵那市 （岐阜県 クリスタ ルパルク 恵那スケ ート場）	本課 指導	岐阜県クリスタル パーク恵那スケート 場の指定管理業務に 関する協定では、毎 月の業務報告書に料 金収入の状況を含め て提出するよう定め ているが、記載のな いまま報告を受けて いた月があったので、 今後は適正に処理す るよう指導されたい。	毎月提出される業務報告書 に、報告月の収入金額と累計 収入金額を加えるように指定 管理者（恵那市）に指示し、 改善を図りました。																			

より、包括外部監査人の監査の事務を補助する者について次のとおり告示する。

平成二十年四月二十五日

岐阜県監査委員	駒 田
岐阜県監査委員	渡 辺
岐阜県監査委員	帆 刈
岐阜県監査委員	河 合
岐阜県監査委員	水 谷
岐阜県監査委員	神 戸
岐阜県監査委員	正 雄
岐阜県監査委員	雄 二
岐阜県監査委員	誠 之

一 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
桑原 雅行	岐阜市岩倉町三丁目七三番地
豊田 裕一	岐阜市熊野町二番地一
井上 学	大垣市木戸町二〇〇番地一〇一
近藤 繁紀	愛知県稲沢市国府宮二丁目四番一八 一四〇二号
河村 崇志	岐阜市本荘西二丁目三三番地二〇一
後藤 篤志	岐阜市正木北町四 一 三〇三
下條 俊幸	岐阜市住ノ江町二丁目一〇番地
青山 高士	愛知県名古屋市長区大高町西千正坊二七 一
水野 晋一	可児郡御嵩町中八二二 三三五
花村 亨	愛知県名古屋市中村区大日町九 二三 カルチエ大日三〇一

二 包括外部監査人の監査の事務を補助する者が当該事務を補助できる期間  
平成二〇年四月二十五日から平成二十一年三月三十一日まで

平成二十年四月二十五日印刷  
平成二十年四月二十五日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一 号  
発行所 岐阜県 岐阜市 岐阜県 岐阜市

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 飯 尾  
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社  
定価 一 年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む)